

別表（第3関係）

対象施設	番号	施設区分	具体的な施設種別
健康増進法第28条第6号に規定する第二種施設（飲食店及び喫茶店を除く）、同法第11号規定する旅客運送事業鉄道等車両及び同法第12号に規定する旅客運送事業船舶	①	社会福祉施設等	社会福祉施設、その他
	②	体育施設・娯楽施設	体育館、ボウリング場、スポーツクラブ、野球場等のスポーツ施設、映画館、公園、その他
	③	社会・文化施設	文化施設、市（町）会館、公民館、美術館、その他
	④	小売業・サービス業等店舗	デパート、ショッピングセンター、理・美容室、その他
	⑤	公共交通機関等	鉄軌道駅、バスターミナル、タクシー車両、道の駅、その他
	⑥	ホテル・旅館等の宿泊施設	ホテル、旅館、民宿、ペンション、その他
	⑦	金融機関	銀行、その他
	⑧	事務所・会社等	一般企業等の事務所、一般企業等の施設（工場等）、その他
	⑨	官公庁等	国立施設、道立施設、市町村立施設、その他
	⑩	公衆浴場・日帰り温泉	

※ 健康増進法第28条第5号に規定する第一種施設は除く